

## インフラツーリズム情報発信及び魅力向上業務委託仕様書

### 1 目的

宮崎県内のダム、橋や灯台等のインフラ施設を観光資源とし、県外に向けた情報発信を行うことにより、本県の魅力及び認知度向上及び県外からの誘客並びに県内周遊の促進を図る。

[参考] 宮崎県内におけるインフラツーリズムについて

<https://www.kanko-miyazaki.jp/feature/Infrastructure-tourism>

### 2 委託事業名

インフラツーリズム情報発信及び魅力向上業務

### 3 委託期間

契約の締結日から令和8年3月31日まで

### 4 委託業務の範囲

#### (1) プロモーションの実施

宮崎県におけるインフラツーリズムの魅力を発信し、宮崎県内におけるインフラ施設の認知度向上及び本県への誘客促進を図ることを目的に、九州内の30代～60代を主なターゲットに訴求力のあるプロモーションとして、次の①～②について具体的な手法を提案し実施すること。また、提案にあたっては、実施事業ごとの成果指標とその検証方法、実現可能性についても具体的に示すこと。

- ① SNS等を活用した情報発信
- ② その他、ターゲットを意識した効果的なプロモーションの実施

なお、実施にあたっては、次のことに留意すること。

- ・ 宮崎県にある各インフラ施設の魅力が伝わるようなプロモーションを展開すること。
- ・ 認知拡大および実際の誘客に繋がるよう工夫して実施し、新たな宮崎県ファンの獲得を目指すこと。
- ・ 観光客の県内周遊を促進し、滞在日数の増加を目指すこと。
- ・ 利用するSNS、広報媒体等は、日本国内で広く利用されているものとする。また、複数の広告媒体を活用するなど、露出頻度を高めること。なお、活用媒体は費用対効果や話題性の高いものになるよう考慮すること。
- ・ 県内全域（県央・県南・県西・県北）に波及効果があるよう、地域バランスに配慮すること。
- ・ 活用するPR手段ごとに、広告表示回数やクリック率等のKPIを設定すること。

(2) 周遊や滞在につながる観光コンテンツの企画・実施

- ・ 主に宮崎県外からの誘客を目的とし、宮崎県内のインフラ施設を組み込んだツアーやイベント等（以下、観光コンテンツという）を企画・実施すること（団体・個人は問わない）。なお、実施にあたっては参加者の安全性に配慮すること。
- ・ 観光コンテンツにおいては、限定ものや特別な素材を活用するなど、参加者が特別感を感じられるよう工夫すること。
- ・ 財源の性質上、参加者の利益となる物品（クーポン券、商品等）の贈与は行えないことに留意すること。
- ・ 実施期間については、1日のみ又は中長期間のものであることを問わないが、最終的に県と協議した上で決定すること。
- ・ 県内1カ所のみでイベントを実施するような場合は、イベント参加者への宮崎県内への周遊促進を図るような工夫を行うこと。
- ・ ツアーを企画するような場合は、有名な観光地等のみならず、可能な範囲で山間部等のスポットも取り上げるなど、より宮崎の魅力が伝わるよう工夫すること。
- ・ 宮崎県への再訪に繋がるよう工夫すること。

(3) 宮崎県におけるインフラツーリズムに関する調査・分析及び提案

- ・ 調査にあたっては、標本誤差に留意し、適切なサンプル数を設定すること。
- ・ 効果的な手法を用いて、インフラツーリズムに関するニーズ等についてインターネットを用いたWEBアンケート等を行い、情報を収集・分析すること。具体的な調査内容（アンケート項目等）については、県と協議の上で決定し、実施すること。
- ・ 最終報告書において、調査・分析した結果やその他客観的データの分析を踏まえ、宮崎県におけるインフラツーリズムの効果的な周遊促進策や事業展開方法について具体的な提案を行うこと。

5 委託業務に関する経費の管理等

(1) 委託料に含む経費について

委託業務を実施するために必要な経費は、委託料の範囲内で受託者の負担にて支出する。

なお、委託経費は、履行までに要する全ての経費を含む。

次に掲げる経費は委託料に含まないものとする。ただし、事前に県と協議の上、了解を得たものについては、この限りでない。

- ①備品購入費
- ②会議等での食糧費
- ③団体等へ加入するための負担金
- ④租税公課（消費税及び地方消費税を除く。）

(2) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。

- ・ 業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書

## 6 著作権の取扱い

### (1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。

受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。

広報等のために、必要な範囲内で県が複製等の修正をすることができるものとする。

ただし、作成の都合上著作権を県へ譲渡できない写真・文章等を使用する場合は、事前に県へ申し入れを行い、了解を得ること。また、著作権を譲渡できない写真・文章等の二次利用については、その都度県と受託者で協議する。

### (2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、受託者が一切の責任を負うこととする。
- ② 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

## 7 成果品の提出

本仕様書により作成された成果品は、完成次第速やかに県へ提出すること。また、必要に応じて進捗状況の報告を行うこと。

### (1) 業務報告書 1部（A4版）

本委託事業における各項目において、実施した内容及び成果を記載し、提出すること。

### (2) 電子データ 1式（使用写真、調査分析データ等を含む）

以下について納品すること。なお、納品場所は宮崎県観光推進課とする。

本委託事業で作成したコンテンツの電子データ一式を提出すること。なお、データ形式については、別途県と協議の上、決定する。

## 8 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 業務内容の詳細については、企画提案により請負業者が特定した後、実施主体との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応することとする。
- (5) 履行期限に関わらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (8) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。